

国民年金保険料を

免除する制度が

あります

先 照会

国保年金課 年金係
☎ 0574-26724 ☎ 0574-26725
美濃加茂社会保険事務所
☎ 0574-28181

日本国内に住む20歳以上60歳未満の人は、職業・性別に関係なくすべて国民年金に加入します。会社員や公務員などは、同時に、厚生年金保険や共済組合に加入することになります。

国民年金には、老後の生活を保障する老齢年金だけでなく、病気や事故で障がいが残ったときの障害年金や一家の働き手が亡くなったときの遺族年金などもあります。

ただし、これらの年金の支給を受けるためには、国民年金制度に加入してきちんと保険料を納めていることが必要です。

経済的な理由などで保険料を納付することが困難な場合は、申請により保険料の納付が免除となる「保険料免除制度」をご利用ください。

◆免除制度の種類

国民年金の保険料免除制度には、「法定免除」と「申請免除」の2つの種類があります。

法定免除は、障害年金や生活保護法の生活扶助を受給している方などが届出を行うと保険料の納付が免除されるものです。

また、申請免除には、本人、配偶者、世帯主のそれぞれの前年の所得に応じて4段階の基準額があり、基準額以下であれば、全額免除のほか、保険料の4分の1、半額、4分の3を納付すると残りの保険料の納付が免除となる一部納付（一部免除）があります。

◆退職（失業）の特例

免除には、退職（失業）の特例があります。免除は、原則として本人、配偶者、世帯主の前年の所得で審査されますが、これらの方の中で申請する年度または前年度に退職された方は、雇用保険の受給資格者証や離職票などの公的機関の証明を添付することで、その方の所得審査が不要となります。

◆保険料免除期間の扱い

保険料免除が承認された期間は、将来の老齢基礎年金の年金額の計算のときに国庫負担に相当する額（現在は年金額の3分の1、本年中に2分の1に改定予定。一部納付した期間は、国庫

負担分はその保険料分も加算）が算入されます。

また、万が一のときの障害基礎年金、遺族基礎年金を受けるために必要な受給資格要件にも算入されます。

このほか、30歳未満の方には、世帯主の所得の多寡にかかわらず本人と配偶者の所得審査で保険料納付が猶予される「若年者納付猶予制度」、学生の方には、本人の所得審査で保険料納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

この猶予制度の承認を受けた期間は、老齢基礎年金の年金額には算入されませんが、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金を受給するための資格要件には算入されます。

◆保険料の追納

将来受け取る年金額が少なくならないように、保険料の免除や猶予の承認を受けた期間は、10年以内であれば後から保険料を納付することができる「追納制度」があります。

免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に経過した期間に応じて加算額が上乗せされますので、早めの追納をお勧めします。

免除などの申請は、市役所国民年金担当窓口です。（原則として、毎年度手続きが必要です。）